平成２３年（フ）第１５３９号
福岡県古賀市舞の里１丁目19番１－２－201号
債務者　竹村　千恵（旧姓岡山）
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５５０号
福岡市南区向野２丁目12番17号
債務者　梅田　美和
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５６５号
福岡市西区姪浜駅南２丁目11番12号
債務者　津崎　　洋
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５６９号
福岡県糟屋郡宇美町桜原３丁目８番22号
債務者　山口　正行
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５７１号
福岡市博多区西春町４丁目３番11―405号
債務者　増田　和枝（旧姓神）
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５７８号
福岡市南区向野２丁目19番１号
債務者　川野　　稔
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５８３号
福岡市西区姪の浜３丁目11番33―305号
債務者　武田　美香
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６４７号
福岡市南区老司５丁目44番28号
債務者　樋口　隆康
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６５１号
福岡市城南区鳥飼７丁目34番411号
債務者　原田　南尤
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７０４号
福岡市南区若久４丁目21番６号
債務者　山口　泰典
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７０７号
福岡市博多区神屋町５番９―1305号
債務者　永田　清美
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７０９号
福岡市南区横手南町２番37―103号
債務者　川添　剛明
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７６９号
福岡市東区箱崎５丁目11番５―1111号
債務者　山本　俊明
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４０号
福岡県筑後市大字熊野1254番地
債務者　永延　聡味
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第６１５号
仙台市宮城野区銀杏町27番６―305号
債務者　倉島　明海（旧姓駒板）
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６７５号
仙台市太白区泉崎１丁目22番20号　シャトー東亜106
債務者　石橋　幸輝
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７０５号
仙台市太白区四郎丸字大宮26番地の１　四郎丸市営住宅８棟412
債務者　富長　洋幸
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７１１号
仙台市太白区茂庭台４丁目３番２―108号
債務者　小野　真理
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係